

1 公衆衛生情報の解析提供〔疫学情報部門〕

(1) 京都市感染症情報センターとしての業務

ア 概要

(7) 本市における感染症発生動向調査事業は、昭和57年4月に、24感染症を対象に開始された。

昭和62年4月には、コンピュータ・オンラインシステムが導入され、対象感染症が増加する中、京都市週報を発行するなど、その充実を図りながら、感染症発生状況の把握と、関係医療機関及び行政機関への情報提供を行い、感染症の拡大防止に備えてきた。

(4) 平成11年4月には、「感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること」を目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が施行された。これに伴い、感染症情報（患者情報と検査情報）を全国規模で迅速に収集、分析、提供、公開するためのコンピュータ・オンラインシステムが再構築され、積極的な疫学調査（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）の実施など、その体制の充実強化が図られた。

本市においても、地方感染症情報センター機能を担う「京都市感染症情報センター（感染症部門）」が衛生公害研究所に設置され、その任に、疫学情報部門が当たることとなった。

感染症法が平成15年11月に改正され、報告の対象とされている感染症が一類から五類までに再分類された。

その後、いくつかの変更点に加えられ、平成20年1月には、麻しん及び風しんが定点報告から全数報告感染症となり、報告対象感染症は、全数把握対象感染症73、定点把握対象感染症25、指定感染症1及び疑似症2の合計101感染症となった。（表3-1-1）

(7) 指定感染症及び全数把握対象感染症は診断した医師から、また、定点把握対象感染症は患者定点（表3-1-2）に指定された市内の133医療機関（うち3医療機関は、病原体定点にも指定）から保健所を通じ、国に報告される。

イ 感染症発生動向調査事業実施体制とコンピュータ・オンラインシステム

(7) 感染症発生動向調査事業実施体制の概要は、図3-1-1のとおりである。

(4) コンピュータ・オンラインシステム

市内の医療機関から報告された患者情報は、各保健所から、また、病原体検査（当所微生物部門及び臨床部門が担当）の情報は、衛生公害研究所から、それぞれオンラインシステムにより、中央感染症情報センター（国）に送信される。

コンピュータ・オンラインシステムのうち、厚生労働行政総合情報システム（WISH）は、国の感染症情報センターと本市の衛生公害研究所（疫学情報部門及び微生物部門）・地域医療課・保健所とを接続しており、京都市情報の送信と全国情報の受信に使用している。また、外付けオンラインシステムは、衛生公害研究所と地域医療課を接続しており、相互の情報交換に使用している。

ウ 情報の提供について

(7) 週報の発行

A4版6ページで構成し、毎週発行した。

1ページ目はコメント、全数報告感染症の概要、上位定点報告感染症の報告数及び検出された病原体の概要を、2ページ目はインフルエンザ又は腸管出血性大腸菌感染症及び上位定点報告感染症の発生状況を、3ページ目は当該週に注目すべき感染症のトピックスを、4ページ目以降は感染症別に行政区、年齢階級別報告数及び定点当たり報告数等の詳細情報を掲載したものである。

(4) 月報の発行

A4版3ページで構成し、毎月1回発行した。

性感染症4疾患と薬剤耐性菌感染症3疾患の発生状況とコメント、感染症別に行政区、年齢階級別報告数及び定点当たり報告数の詳細情報を掲載したものである。

(7) 事業実施報告書の発行

毎年、地域医療課及び当研究所微生物部門と協働で作成している報告書は、実施要綱、実施要領、定点医療機

関名簿等の組織編、感染症の発生状況を患者情報と検査情報について解析した事業編及び資料編の三部で構成されている。

(d) 月まとめの発行

A 4版3 ページで構成し、毎月1回発行した。

当該月に報告のあった全数報告感染症及び検出された病原体の概要、全数報告感染症の発生状況一覧及び検出された病原体詳細情報一覧を掲載したものである。

(e) 「京都市こどもの感染症」の発行

平成19年6月から、乳幼児健診に訪れる市民などへの啓発を目的として、保健所などからの要望も盛り込んだ「京都市こどもの感染症」を発行し、地域医療課を通じて、保健所、小児医療機関及び教育機関等に配布した。

(f) 感染症発生動向調査情報のホームページ掲載

週報、月報、事業実施報告書及び「こどもの感染症」等の発行物のほか、全数把握感染症の月別発生状況、週ごとの定点報告感染症発生状況、インフルエンザウイルス検出情報、腸管出血性大腸菌感染症発生状況、迅速な情報提供を要する感染症について発生状況等の詳細などを当研究所のホームページ(http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-5-0-0_3.html)に掲載した。

(g) 医療従事者向けメール配信サービス及び京都市健康危機管理情報電子メール配信による情報発信

平成20年1月から、メールマガジン配信システムを構築し、「医療従事者向けメール配信サービス」として、登録者に対し、感染症に係る発行物やホームページ掲載のお知らせ、感染症に係る緊急情報等を配信した。

また、平成19年11月から、京都市でスタートした「京都市健康危機管理情報電子メール配信（みやこ健康・安全ねっと）」を利用し、情報発信を行った。

エ 発生状況について

平成19年の感染症発生状況については、平成20年6月発行の冊子「平成19年 京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」に述べるとおりである。

(2) その他の公衆衛生に係るデータの解析

ア 国民生活基礎調査（京都市分データ）の解析

(f) 目的

国民生活基礎調査は、国民の保健、医療、福祉、所得など国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、国により実施されているものである。昭和61年を初年として、三年ごとに大規模な調査が、中間の各年は、追加調査が実施されている。

大規模調査の結果については、京都市保健福祉局保健福祉総務課を通じて、国から世帯編及び健康編の京都市分データの還元を受け、京都市民の健康状態などについて解析を行っている。

(g) 調査対象

国民生活基礎調査は、全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、国勢調査区から層化無作為抽出した世帯及び世帯員を客体としている。

(h) 調査項目

a 世帯票

世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険加入状況、就業の状況、公的年金の加入状況、乳幼児の日中における保育、住居の状況、平成16年5月中の家計支出額の状況 など

b 健康票

入院・入所の状況、自覚症状、通院・通所の状況、日常生活への影響、悩みやストレスの状況、健康診断等の受診状況、健康の維持・増進のために日頃から実行している事柄 など

(i) 調査方法

世帯票については、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りのうえ、調査票に記入する方法により行われた。健康票については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員自らが記入し、後日、調査員が回収する方法によ

り行われた。

(カ) 集計及び取りまとめ

世帯では、世帯・世帯員、住居・家計支出、公的年金・恩給等について、健康では、世帯員の健康状況（有訴者の状況、通院者の状況、日常生活への影響、健康状態、健康意識、悩みやストレスの状況、健康診断等の受診状況）等について、解析を行い、平成20年3月に報告書「平成16年 国民生活基礎調査 京都市の概況」を作成し、関係機関に送付した。

イ 保健衛生推進室健康増進課・地域医療課が企画、実施した調査の集計及び解析

- (7) 平成18年度 健康づくり生活習慣調査（3歳児及び飲酒・喫煙等）報告書
- (4) 平成18年度 歯科保健に関する意識と実態についてのアンケート調査報告書/3歳児健康づくり生活習慣調査（子どもの歯の健康について）報告書
- (6) 「女性健康診査のまとめ～平成17年を中心に～」報告書
- (5) 京都市が実施するHIV抗体検査に係るプレ・ポストカウンセリングの統計資料

表3-1-1 京都市感染症発生动向調査事業の対象感染症

1 感染症発生动向調査事業の対象感染症（全数把握：一類、二類及び三類）

感染症の種類	疾病名	対象となる者の状態
一類感染症	(1) エボラ出血熱	患者 疑似症患者 無症状病原体保有者
	(2) クリミア・コンゴ出血熱	
	(3) 痘そう	
	(4) 南米出血熱	
	(5) ペスト	
	(6) マールブルグ病	
	(7) ラッサ熱	
二類感染症	(8) 急性灰白髄炎	患者・無症状病原体保有者
	(9) 結核	患者・無症状病原体保有者 疑似症患者
	(10) ジフテリア	患者・無症状病原体保有者
	(11) 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り)	患者・無症状病原体保有者 疑似症患者
三類感染症	(12) コレラ	患者 無症状病原体保有者
	(13) 細菌性赤痢	
	(14) 腸管出血性大腸菌感染症	
	(15) 腸チフス	
	(16) パラチフス	

2 感染症発生动向調査事業の対象感染症（全数把握：四類）

(17) E型肝炎	(38) ニパウイルス感染症
(18) ウエストナイル熱(ウエストナイル肺炎を含む)	(39) 日本紅斑熱
(19) A型肝炎	(40) 日本脳炎
(20) エキノコックス症	(41) ハンタウイルス肺症候群
(21) 黄熱	(42) Bウイルス病
(22) オウム病	(43) 鼻疽
(23) オムスク出血熱	(44) ブルセラ症
(24) 回帰熱	(45) ベネズエラウマ脳炎
(25) キヤサヌル森林病	(46) ヘンドラウイルス感染症
(26) Q熱	(47) 発しんチフス
(27) 狂犬病	(48) ボツリヌス症
(28) コクシジオイデス症	(49) マラリア
(29) サル痘	(50) 野兎病
(30) 腎症候性出血熱	(51) ライム病
(31) 西部ウマ脳炎	(52) リッサウイルス感染症
(32) ダニ媒介脳炎	(53) リフトバレー熱
(33) 炭疽	(54) 類鼻疽
(34) つつが虫病	(55) レジオネラ症
(35) デング熱	(56) レプトスピラ症
(36) 東部ウマ脳炎	(57) ロッキー山紅斑熱
(37) 鳥インフルエンザ	

3 感染症発生動向調査事業の対象感染症（全数把握：五類）

(58) アメーバ赤痢	(66) 髄膜炎菌性髄膜炎
(59) ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	(67) 先天性風しん症候群
(60) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）	(68) 梅毒
(61) クリプトスポリジウム症	(69) 破傷風
(62) クロイツフェルト・ヤコブ病	(70) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
(63) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	(71) バンコマイシン耐性腸球菌感染症
(64) 後天性免疫不全症候群	(72) 風しん
(65) ジアルジア症	(73) 麻しん

全数把握とは、すべての医療機関が届出の対象である。

4 感染症発生動向調査事業の対象感染症（定点把握：五類）

(74) RSウイルス感染症	(87) 流行性角結膜炎
(75) 咽頭結膜熱	(88) 性器クラミジア感染症
(76) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	(89) 性器ヘルペスウイルス感染症
(77) 感染性胃腸炎	(90) 尖圭コンジローマ
(78) 水痘	(91) 淋菌感染症
(79) 手足口病	(92) クラミジア肺炎（オウム病を除く）
(80) 伝染性紅斑	(93) 細菌性髄膜炎
(81) 突発性発しん	(94) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
(82) 百日咳	(95) マイコプラズマ肺炎
(83) ヘルパンギーナ	(96) 無菌性髄膜炎
(84) 流行性耳下腺炎	(97) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
(85) インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	(98) 薬剤耐性緑膿菌感染症
(86) 急性出血性結膜炎	

定点把握とは、指定届出機関が届出の対象である。

5 指定感染症

(99) インフルエンザ（H5N1）

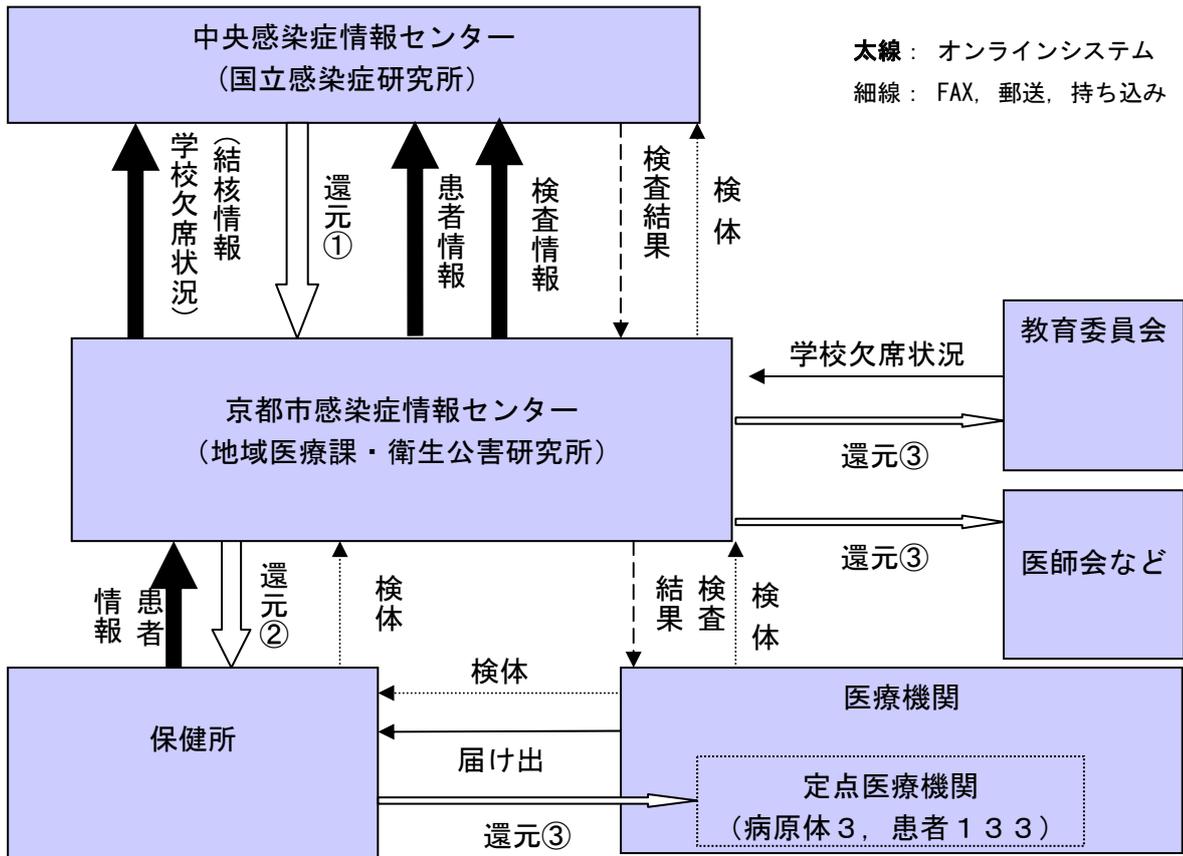
すべての医療機関が届出の対象である。

6 感染症発生動向調査事業の対象感染症（定点把握：法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める擬似症）

(100) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く）
(101) 発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該擬似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く）

表3-1-2 京都市感染症発生動向調査事業の行政区別定点数

行政区	定点	インフルエンザ	小児科	眼科	性感染症	基幹
北		7	4	1	1	-
上京		5	3	1	1	-
左京		7	4	1	1	-
中京		5	3	2	2	1
東山		3	2	-	1	-
山科		7	4	1	1	-
下京		3	2	-	1	-
南		5	3	-	1	-
右京		8	5	1	1	-
伏見		11	7	2	2	-
西京		7	4	1	1	-
合計		68	41	10	13	1



太線：オンラインシステム
 細線：FAX, 郵送, 持ち込み

- 還元① 国の「感染症週報/月報」及び全国の患者情報のデータ, 検査情報のデータ
- 還元② 「京都市週報/月報」と「京都市こどもの感染症」及び国の「感染症週報/月報」
- 還元③ 「京都市週報/月報」及び国の「感染症週報/月報」

図 3 - 1 - 1 京都市感染症発生動向調査事業 実施体制

2 インターネットホームページによる情報発信 [疫学情報部門]

(1) 目的

試験検査，調査研究，監視指導，感染症発生動向調査など，衛生公害研究所の事業内容及びそれらに関連する公衆衛生情報を広く公開することを目的として，平成9年10月から，衛生公害研究所のホームページを開設している。

また，より情報を迅速かつ積極的に発信し，市民サービスの更なる向上を図るため，平成19年10月1日から当研究所のホームページ全体をリニューアルした。

(2) 平成19年度に掲載した新規・更新記事

ア 管理課

- (ア) 夏休み中学生のための生活環境教室
- (イ) 消費者コーナーニュース No.102, No.103, No.104

イ 生活衛生部門

- (ア) 飲用井戸水の全有機炭素(TOC)の依頼検査について[Q&A]
- (イ) 「ツブ貝，バイ貝」による食中毒予防について

ウ 病理部門

病理部門の業務（安心安全なお肉の検査の話）

エ 疫学情報部門

- (ア) 医療従事者向け京都市感染症情報配信サービス
- (イ) 感染症トピックス
 - a HIV感染症とエイズについて
 - b 感染性胃腸炎について
 - c 麻しん 速報
 - d 腸管出血性大腸菌感染症に注意！！
- (ウ) 京都市感染症発生動向調査事業実施報告書（平成18年）
- (エ) 感染症Q&A
- (オ) 感染症発生動向調査 京都市月報（毎月）
- (カ) 京都市感染症週報（毎週）
- (キ) 京都市こどもの感染症（平成19年6月～平成20年3月の毎月）

オ 衛生動物部門

花粉情報

カ 環境部門

大気汚染常時監視における測定物質について

(3) 掲載内容の見直し

データの更新は，定期的に行うとともに，掲載内容の見直しについても随時及び定期的に行っている。

3 京都市環境情報処理システムの運用 [環境部門]

(1) 目的

「京都市環境情報処理システム」は、大気汚染常時監視テレメータシステムで得られた測定結果をコンピュータによって処理し、大気汚染の状況を把握するのに必要な情報を適時に提供することによって環境行政の遂行を支援することを目的としている。

(2) 方法

本システムは、大気汚染常時監視テレメータシステムから測定結果を収集する常時監視システム並びに収集したデータを蓄積、処理及び加工する観測データ処理システムの二系列からなっている（図3-3-1）。

常時監視システムのハードウェアの構成は、図2-8-1（60ページ）に、観測データ処理システムの構成については、図3-3-2に示すとおりである。

(3) 結果

平成19年度の処理状況は、次のとおりである。

ア 測定結果については、大気汚染常時監視テレメータシステムで収集した1時間値を入力し、蓄積、整備した。

イ 上記のデータを下記の資料などの作成に使用した。

(ア) 外部へ提供のための資料（表3-3-1）

(イ) 大気汚染状況の広報、「京都市の環境」、市会資料及び環境省への報告のための基本資料

(ウ) 大気測定結果のデータブック

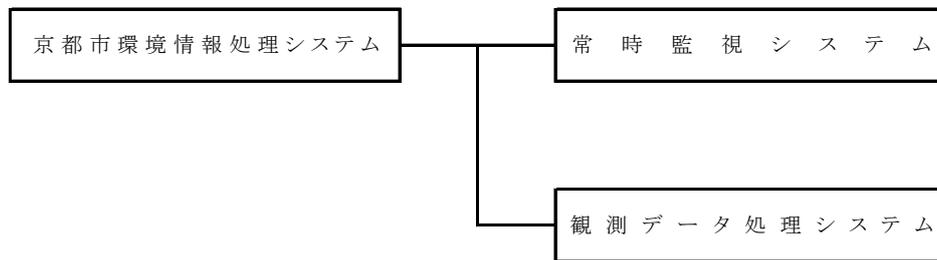


図3-3-1 環境情報処理システム

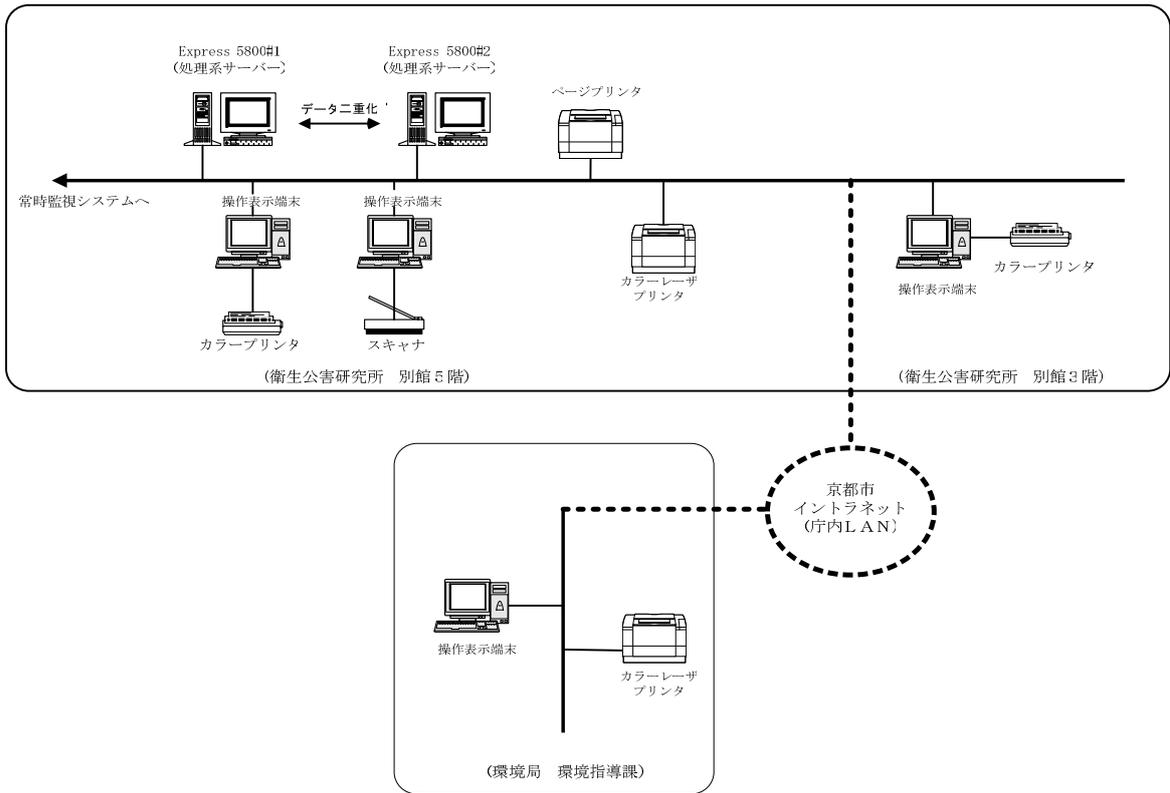


図 3-3-2 観測データ処理システムの機器構成 (平成 19 年度)

表 3-3-1 資料提供件数

				平成19年度
環境局	環境局以外(市)	国及び府	その他	計
22	2	2	14	40

4 その他の公衆衛生情報の収集提供 [管理課]

単行本，刊行物（学術雑誌を含む。），各種報告書などを収集・收受し，分類整理して図書室に配架・保管している。

平成19年度の主な購入雑誌は，次の表のとおりである。

邦文雑誌（19種類）	医学のあゆみ，ジャパンフードサイエンス，厚生指標，日本医事新報，日本公衆衛生雑誌，食品衛生研究，蛋白質 核酸 酵素，臨床検査，公衆衛生，食と健康，消費者，暮らしの手帖，資源環境対策，環境技術，水環境学会誌，環境と公害，環境管理，騒音制御，日本音響学会誌
欧文雑誌（1種類）	Journal of AOAC international